

# 令和元年度 ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業

## 概要


○ 訪問介護事業所が、ICT機器を活用し介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステムを新たに導入する場合に、必要な経費の一部を補助します。

## 対象事業所

- 都内に所在する訪問介護事業所
- ※平成31年4月1日時点で、介護職員処遇改善加算Ⅰを取得していることが条件です。
- ※1法人につき1事業所までとします。ただし、昨年度におけるこの補助金を受給した事業所は除きます。
- ※今年度既に本補助金をお申込みいただいた事業者様におかれましては、今回の追加募集でお申込みいただくことはできません。

## 対象経費等

今年度より、コンサルティング経費も対象となっています。ただし、コンサルティング経費のみの申請はできません。

<b>介護業務支援システム導入経費</b>	① 介護業務支援システムの導入のために必要なソフトウェア等の購入費、リース料、保守料、工事費 ② 介護業務支援システムの導入支援に係る講習やセミナー等の受講料 ③ 介護業務支援システムの導入に当たって最低限必要な備品等の購入費	【補助基準額】 100万円 【補助率】 3/4 
<b>新 コンサルティング経費</b>	④ 介護業務支援システムの選定に関するコンサルティング経費 ⑤ 介護業務支援システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費	【補助基準額】 26万円 【補助率】 1/2

## 注意点

◇ 介護業務支援システムは少なくとも下記の3つの機能は必ず搭載している必要があります。

<b>必須機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録できる機能</li> <li>○ 記録した情報等を事業所内で共有できる機能</li> <li>○ 事業所外で記録できる機能</li> </ul>
-------------	--

◇ 消費税等は、補助対象外です。

詳細については、必ず交付要綱の別表1及び別表2の第4欄をご確認ください。

◇ 上記補助対象経費の①②③⑤については、内示日の翌日以降に新たに契約したものを対象とします。

ただし、④の経費に限り、契約日及び業務実施期間が平成31年4月1日以降のものを対象とします。

## 補助手続きの流れ

時期については、今後変更になる可能性があります。

時期	内容
1月8日(金)	事業計画書の提出締切(今回追加募集分)
1月下旬	補助内示(今回追加募集分)
別途指定する期日まで (内示から2~3か月以内目安)	交付申請書提出
令和2年2月頃	交付決定
補助事業完了後10日以内 (遅くとも令和2年4月10日まで)	実績報告書提出
令和2年5月末	補助金の支払

## 書類提出先

〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都庁第一本庁舎26階北

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
介護保険課介護人材担当

事業の詳細は、下記介護保険課HPに掲載されている要綱やQ&A等をご確認ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/ictkikikatsuyou.html>